



# 山形県公報

平成22年6月15日(火)  
第2151号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) …701
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) …702
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 同……………(同) …同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) …同
- 山形県海浜公園の利用料金……………(庄内総合支庁港湾事務所) …703

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認……………(農業経営課) …704
- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) …同

## 告 示

### 山形県告示第547号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営下河原地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(面的集積型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営下河原地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(面的集積型))計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
寒河江市役所
- 縦覧に供する期間  
平成22年6月21日から同年7月20日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第548号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|------------------------------|------|------------------------|---------------|
| 山形市落合町字千歳11-1 から<br>同 8-1 まで | 旧    | 32.0 メートル<br>}<br>20.0 | メートル<br>153.0 |
| 同 上                          | 新    | 39.0 メートル<br>}<br>20.0 | 同 上           |

**山形県告示第549号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市落合町字千歳11-1 から  
同 8-1 まで
- 3 供用開始の期日 平成22年6月15日

**山形県告示第550号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市下柳140-2 から  
同 上柳277-2 まで
- 3 供用開始の期日 平成22年6月15日

**山形県告示第551号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
飽海郡遊佐町大字直世字落伏
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年5月17日から同月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（滝瀬川計画平面図作成）

## 山形県告示第552号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成22年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 施 設        |     | 期 間 等    | 単 位                            | 利用料金    |      |
|------------|-----|----------|--------------------------------|---------|------|
| 加茂レインボービーチ | 駐車場 | 自動二輪車    | 7月18日から8月16日までの午前8時30分から午後5時まで | 1日1回につき | 400円 |
|            |     | 上記以外の自動車 |                                |         | 800円 |
| シャワー       |     |          |                                |         | 無 料  |

## 2 適用期間

平成22年7月18日から平成24年3月31日まで

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,370人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 228,077人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選 挙 区 名         | 3分の1の数  | 選 挙 区 名             | 3分の1の数  | 選 挙 区 名 | 3分の1の数  |
|-----------------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| 山 形 市           | 68,132人 | 村 山 市               | 7,669人  | 西 村 山 郡 | 12,439人 |
| 米 沢 市           | 23,878人 | 長 井 市               | 8,132人  | 最 上 郡   | 13,120人 |
| 鶴 岡 市           | 37,963人 | 天 童 市               | 16,874人 | 東 置 賜 郡 | 11,920人 |
| 酒 田 市・<br>飽 海 郡 | 35,724人 | 東 根 市               | 12,530人 | 西 置 賜 郡 | 9,189人  |
| 新 庄 市           | 10,569人 | 尾 花 沢 市・<br>北 村 山 郡 | 7,819人  | 東 田 川 郡 | 8,608人  |
| 寒 河 江 市         | 11,637人 | 南 陽 市               | 9,370人  |         |         |
| 上 山 市           | 9,616人  | 東 村 山 郡             | 7,639人  |         |         |

## 公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成22年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
財団法人やまがた農業支援センター  
山形市緑町一丁目9番30号
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
山形県における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 承認後の農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
  - (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
  - (4) 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業
  - (5) 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業
- 4 変更の承認年月日  
平成22年6月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年6月15日

山形県鶴岡警察署長 工 藤 正 秀

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 鶴岡市道形町20番40号 鶴岡警察署 大会議室
  - (2) 日 時 平成22年7月6日（火） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 85,000リットル
  - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る。
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成22年7月9日から平成23年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 鶴岡市道形町20番40号 山形県鶴岡警察署
  - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る）に登載されていること。
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市道形町20番40号 山形県鶴岡警察署会計課 電話番号 0235-28-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年6月24日（木）午後5時までに山形県鶴岡警察署会計課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

平成22年 6月15日印刷  
平成22年 6月15日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056